

1 健康福祉部の組織見直し（案）について

1 健康福祉部の組織見直し（案）について

(1) 基本的な考え方

少子高齢化の進展等、社会経済情勢が変化する中、健康福祉部が所管する行政へのニーズは年々高度化、複雑化しており、新たな課題に的確に対応できるよう、組織体制をより機動的なものへと見直すことが必要であると考えています。

とりわけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の一層の連携、平成 30 年度から県が担う国民健康保険の財政運営、子どもの貧困対策や社会的養護の推進、児童虐待の防止など子どもをめぐる課題等への対応は喫緊の課題です。

また、平成 30 年度は「みえ高齢者元気・かがやきプラン」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「三重県医療計画」など健康福祉行政に係る次期プラン・計画がスタートする重要な年であり、各施策を一層推進していく必要があります。

このため、現行の健康福祉部を医療と介護、子ども・子育て支援と福祉の連携を深めるとともに、より機動的なマネジメントが行える組織体制に見直し、現行の 1 部 2 局体制を 2 部体制に改正します。

(2) 具体的な改正案

①医療保健部（仮称）の設置

医療と介護の連携を一層推進するとともに、医療及び健康づくりの取組と食品や医薬品等の安全確保、感染症対策及び医薬品等の開発支援を一体的に推進するため「医療保健部（仮称）」を設置します。

②子ども・福祉部（仮称）の設置

子ども・子育て支援の取組と生活保護など社会的扶助の取組の連携を図り、子どもの貧困対策を一層推進するとともに、障がい児、障がい者に係る施策の連携を推進し、障がいを抱える方々のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するため「子ども・福祉部（仮称）」を設置します。

なお、「医療保健部（仮称）」、「子ども・福祉部（仮称）」の設置に伴い、現行の「健康福祉部」、「医療対策局」及び「子ども・家庭局」は廃止します。

【健康福祉部の改正案】

現行	改正案
<p>健康福祉部</p> <p>部長</p> <p>副部長</p> <p>健康福祉総務課 — 保健所 福祉事務所</p> <p>福祉監査課</p> <p>次長</p> <p>食品安全課 — 松阪食肉衛生検査所 動物愛護推進センター</p> <p>薬務感染症対策課 — 保健環境研究所</p> <p>ライフィノベーション課</p> <p>次長</p> <p>地域福祉課</p> <p>長寿介護課</p> <p>障がい福祉課 — 障害者相談支援センター</p>	<p>医療保健部（仮称）</p> <p>部長</p> <p>医療政策総括監</p> <p>副部長</p> <p>医療保健総務課 — 保健所</p> <p>医務国保課</p> <p>地域医療推進課</p> <p>長寿介護課</p> <p>健康づくり課 — 公衆衛生学院 こころの健康センター</p> <p>次長</p> <p>食品安全課 — 松阪食肉衛生検査所 動物愛護推進センター</p> <p>薬務感染症対策課 — 保健環境研究所</p> <p>ライフィノベーション課</p>
<p>（医療対策局）</p> <p>局長</p> <p>次長（兼医療政策総括監）</p> <p>医務国保課</p> <p>地域医療推進課</p> <p>健康づくり課 — 公衆衛生学院 こころの健康センター</p> <p>（子ども・家庭局）</p> <p>局長</p> <p>次長</p> <p>少子化対策課 — 児童相談センター 女性相談所 国児学園 子ども心身発達 医療センター</p> <p>子育て支援課</p>	<p>子ども・福祉部（仮称）</p> <p>部長</p> <p>副部長</p> <p>子ども・福祉総務課 — 福祉事務所</p> <p>福祉監査課</p> <p>地域福祉課</p> <p>次長</p> <p>少子化対策課 — 児童相談センター 女性相談所 国児学園 子ども心身発達 医療センター</p> <p>子育て支援課</p> <p>障がい福祉課 — 障害者相談支援センター</p>

2 今後の予定

- (1) 平成30年定例会2月定例会月会議に関係条例（三重県部制条例等）の改正案を提案し、平成30年4月1日から施行とすることを検討しています。
- (2) 今後も課の編成や所掌事務の詳細などを検討し、簡素で効率的・効果的な組織運営が行えるよう、必要な検討を進めます。

2 次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(中間案)について

1 プランの策定の経緯

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」は、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づく高齢者福祉計画を一体とした計画で、高齢者への福祉サービス全般にかかる事項を対象とするとともに、市町が策定する介護保険事業計画に基づき、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めたものです。

平成12年以降、3年ごとに改訂を行っており、平成27年に策定した現プランは平成29年度末をもって終期を迎えることから、今年度、新たなプランを策定します。(計画期間：平成30年度から平成32年度までの3か年)

このたび、三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の議論をふまえ、別冊1のとおり中間案をとりまとめました。

2 プランの中間案の概要

第1章 プラン策定の基本方針(別冊1 P1~P10)

プランのめざす方向としては、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」であり、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進をめざすこととしています。

また、プランの策定にあたっては、同時に改訂される三重県医療計画との整合性を図ります。

第2章 プラン策定にあたっての考え方(別冊1 P11~P27)

(1) 高齢者の現状(別冊1 P12~P15)

平成28年10月1日現在の65歳以上人口は、約50万9千人(高齢化率28.5%)であり、平成37年には約52万8千人(同30.8%)に達する見込みです。また、認知症高齢者も平成27年には約7万6千人、平成37年には約10万人に達する見込みです。

(2) 高齢者を取り巻く状況(別冊1 P16~P19)

県民の介護に対する意識調査の結果、介護が必要となった場合に介護を受けたい場所については、約48%の方が自宅と答え、介護保険施設や有料老人ホーム等と答えた方は約40%でした。一方、家族に介護が必要となった場合に介護を受けさせたい場所については、約45%の方が自宅と答え、介護保険施設や有料老人ホーム等と答えた方は約41%となっています。自分自身の場合も、家族の場合も、介護の場所に関する意向に大きな違いはない状況です。

(3) 計画の考え方 (別冊1 P20~P27)

市町等は保険者として介護保険制度における主導的な役割を果たしており、県は広域的な観点から地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、市町等が地域の実情に応じた施策を実施できるよう支援します。

平成29年6月に、地域包括ケアシステムの強化のために介護保険法が改正され、自立支援・重度化防止の取組の推進、「介護医療院」の創設、共生型サービスの創出などが規定されており、プランは法律に沿った内容に改訂しています。

第3章 具体的な取組 (別冊1 P29~P166)

(1) 介護サービスの充実と人材確保 (別冊1 P30~P68)

① 介護サービス基盤の整備

- ・優先度の高い人が適正に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- ・療養病床から新たに創設される「介護医療院」等への円滑な転換が図られるよう支援します。

② 介護人材の確保

- ・三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や職場説明会等を行うとともに、キャリア支援専門員を配置して、就職希望者と事業所のマッチング支援や働きやすい職場づくりの支援を行います。
- ・介護職員処遇改善加算を未活用の事業所に加算の取得を促し、介護職員の処遇改善や人材確保を支援します。
- ・医療的ケアである喀痰吸引や経管栄養の研修機関や従事者の登録を適正に行うなど、利用者が安心してサービスを受けられるように介護職員の養成に取り組みます。

(2) 地域包括ケアの推進 (別冊1 P69~P114)

① 地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的な機関として、地域包括支援センターの体制強化を図るため、研修会の開催や地域ケア会議へのアドバイザー派遣などを行い、機能強化に努めます。

② 在宅医療・介護連携の推進

- ・医療・介護関係者等が参加する会議や市町ヒアリング等を通じて、他市町の取組紹介や意見交換を行うとともに、地域連携強化のための研修会

の開催、医療・介護関係者の連携を支援する人材の育成や連携推進への助言などを行い、在宅医療・介護連携に取り組む市町を支援します。

③認知症施策の充実

- ・認知症の人と家族の相談窓口として認知症コールセンターを設置して支援していくとともに、若年性認知症の方の総合支援窓口としてコーディネーターを配置して、相談や就労に関する支援などを行います。
- ・市町の認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動について、先進事例の情報提供や情報交換の場を設けるなど、円滑な活動ができるよう支援を行います。
- ・認知症サポーターを養成するとともに、見守りや家族支援など、認知症サポーターの地域でのさらなる活躍に向け、市町と連携してステップアップ講座を開催します。

④介護予防・生活支援サービスの充実

- ・新しい総合事業の効果的な実施に向け、市町や介護予防サービス事業者等を対象とした研修会を開催します。
- ・高齢者の自立支援・重度化防止に向けた市町の介護予防事業等の取組状況の把握や評価を行い、その結果について有識者による介護予防市町支援委員会に助言を求め、事業実施に反映させます。
- ・多様な主体によるサービスの提供を地域に生み出し、発展させていくため、生活支援コーディネーター養成のための研修会を開催します。

(3) 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化(別冊1 P115～P139)

- ・介護保険制度の円滑な運営に資するため、保険者に対し必要な助言を行うとともに、介護給付費負担金の負担を通じて適切な財政運営を支援します。
- ・要介護認定が一律の基準で公平・公正かつ適正に実施されるよう、認定に関わる全ての者の資質向上に取り組めます。
- ・介護給付の適正化に向け、市町が行うケアプランや給付実績を活用した点検等の取組について、研修会の開催、アドバイザーの派遣等により支援します。

(4) 元気高齢者が活躍する支え合い(安全安心)のまちづくり(別冊1 P140～P166)

- ・元気な高齢者の社会参加を促し、地域において生活支援サービスや見守りなどの活動を行う団体を育成するため、「地域シニアリーダー養成研修」を実施します。
- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に対する指導・助言を行い、サービスの質の確保に努めます。
- ・高齢者虐待の未然防止に向け、市町および地域包括支援センター職員や、

要介護施設従事者等を対象とした研修会を実施し、正しい知識や対応についての普及啓発を行います。

第4章 地域医療構想区域ごとの概況（別冊1 P167～P168）

サービス量や費用の見込み等をふまえた地域分析を8つの地域医療構想区域別に記載し、各区域の状況等について記述することとしています。

現在、市町においてサービス量等の検討過程にあるため、最終案において報告します。

第5章 計画の目標（別冊1 P169～P170）

プランの大きな柱ごとの目標値について記述することとしています。

中間案において指標を記述しています。目標値については最終案において報告します。

3 現プランからの主な変更点等

(1) 新たな体系と取組の充実

現プランは、地域包括ケアシステムの構築に向けて、9つの柱に分けて取組内容を記述する構成となっておりますが、次期プランは、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、「介護サービスの充実と人材確保」と「地域包括ケアの推進」を車の両輪として、「介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化」と「元気高齢者が活躍する支え合い（安全安心）のまちづくり」が全体を下支えするという4本柱の構成にしています。

また、介護保険法の改正（平成29年6月）や「認知症サミット in Mie」（平成28年10月）、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の改訂（平成29年7月）等をふまえ、新たな取組や取組内容の拡充を行っています。

- ・「介護医療院」への円滑な転換の支援
- ・介護人材確保に向けた取組の充実
- ・地域ケア会議のさらなる充実など、地域包括支援センターの機能強化に取り組む市町の支援
- ・在宅医療・介護連携を推進する市町の課題解決に向けた取組への支援の充実
- ・認知症サポーターのさらなる活躍の支援
- ・自立支援・重度化防止に取り組む市町への支援の充実
- ・ケアプランの点検など、介護給付の適正化に取り組む市町への支援の充実

(2) 計画期間中のサービス量等の見込み

新たに8つの地域医療構想区域別に、サービス量や費用の見込みをふまえた

地域分析や取組状況等について記述することとします。

4 今後のスケジュール（予定）

平成30年 2月 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（最終案の審議）

3月 健康福祉病院常任委員会（最終案の説明）

3月末 次期プランの策定



みえ高齢者元氣・かがやきプラン＜第7期＞の全体像（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次高齢者福祉計画）

基本方針 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努めます

○ 具体的な取組

1 介護サービスの充実と人材確保

(1)介護サービス基盤の整備 (2)介護人材の確保

- 1 在宅サービス
- 2 短期入所サービス
- 3 地域密着型サービス
- 4 特別養護老人ホーム
- 5 介護老人保健施設
- 6 介護療養型医療施設・介護医療院
- 7 個室ユニット化の推進
- 8 養護老人ホーム
- 9 軽費老人ホーム

- 1 介護人材の確保・定着
- 2 介護職員の養成
- 3 介護支援専門員の資質向上
- 4 介護職員等の資質向上



互いに連携

2 地域包括ケアの推進

(1)地域包括支援センターの機能強化

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 地域ケア会議の充実

(2)在宅医療・介護連携の推進

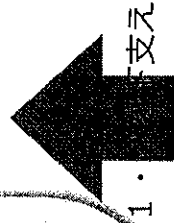
- 1 在宅医療
- 2 医療・介護連携

(3)認知症施策の充実

- 1 認知症の早期診断・早期対応の実現
- ① 認知症に対する理解の促進と相談体制の充実
- ② 医療・介護サービスの充実
- 2 認知症の人を支える地域づくり

(4)介護予防・生活支援サービスの充実

- 1 健康づくり
- 2 介護予防
- ① 新しい総合事業
- ② 新しい介護予防事業
- 3 生活支援



1. 支え

3 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化（介護給付費の負担、介護保険財政安定化制度、低所得者対策、低所得者対策、介護保険審査会、要介護（要支援）認定制度、介護サービス事業者等への指導・監査、市町が行う適正化事業の広域支援）

4 元氣高齢者が活躍する支え合い（安全安心）のまちづくり

高齢者の社会参加、高齢者に相応しい住まいの確保（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）、権利擁護と虐待防止、高齢者の安全安心（高齢者の見守りネットワーク、交通安全、防災対策等）

3 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(中間案)について

1 プランの策定の経緯

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画です。

平成27年に策定した現プランは平成29年度末をもって終期を迎えることから、今年度、新たなプランを策定します。(計画期間：平成30年度から平成32年度までの3か年)

このたび、三重県障害者施策推進協議会および三重県障害者自立支援協議会等の議論をふまえ、別冊2のとおり中間案をとりまとめました。

2 プランの中間案の概要

第1章 総論

(1) 計画の基本的な考え方(別冊2 P1~P6)

本プランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」および新たに児童福祉法の改正に伴い都道府県が策定を義務づけられた「障害児福祉計画」として策定します。

計画の基本理念は「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」とし、各施策を推進します。

(2) 障がい者を取り巻く状況(別冊2 P7~P30)

平成29年4月1日現在、県内の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳が約7万3千人、療育手帳が1万4千人弱、精神障害者保健福祉手帳が1万2千人弱で、合わせて約9万9千人となっています。近年の推移をみると、身体障害者手帳はほぼ横ばいですが、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳は増加傾向がみられます。

第2章 障がい者施策の総合的推進

(1) 多様性を認め合う共生社会づくり(別冊2 P31~P41)

障がいの有無を一人ひとり違う個性として認め合うことのできる「多様性を認め合う共生社会づくり」を進めます。

障がい者に対する差別の解消や虐待の防止に取り組むとともに、合理的配慮の提供につながるユニバーサルデザインや手話などの取組を進めます。また、啓発等を通じて障がい者に対する理解の促進を図るとともに、

福祉用具やバリアフリー観光などの社会参加の環境づくりを推進します。

(2) 生きがいを実感できる共生社会づくり (別冊2 P42～P50)

障がいの有無にかかわらず、自己の能力を生かしながら、自らの人生をデザインし、夢と希望を持っていきいきと生活できる「生きがいを実感できる共生社会づくり」を進めます。

社会生活の基礎づくりを担う教育の充実、障がい者の生きがい、自立、社会参加につながる就労支援の充実に取り組みます。加えて、スポーツや文化・芸術活動などに参画できる環境の整備を進めます。

(3) 安心を実感できる共生社会づくり (別冊2 P51～P64)

障がい者がどこでどのような生活を送るかについて、自らの意思で選択し、安全で安心して暮らすことができる「安心を実感できる地域社会づくり」を進めます。

必要なサービスの充実や暮らしの場の確保、相談支援体制の整備、保健・医療体制の充実を図ります。また、障がい者を災害や犯罪等から守るため、防災や防犯対策を推進します。

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画 (別冊2 P65～P94)

平成29年3月に告示された国の基本指針に即して、地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標や、支援体制整備のための活動指標(サービス見込量)等について、障害保健福祉圏域単位および県全体で定めます。

具体的な数値等については、現在、各市町で検討中の障害福祉計画および障害児福祉計画の数値等と整合を図る必要があることから、最終案に明記します。

第4章 計画の推進 (別冊2 P95～P97)

福祉・医療・労働・教育などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、PDCAサイクルにより適切に進行管理を行います。

3 現プランからの主な変更点等

障がい者の状況や法令・制度の改正等、障がい者を取り巻く環境の変化をふまえ、新たな取組や取組内容の拡充を行っています。

- ・ 障害者差別解消法の施行(平成28年4月)等をふまえた、差別解消や合理的配慮の提供、環境整備の促進に向けた取組の充実
- ・ 三重県手話言語条例の施行(平成29年4月)をふまえた、手話を使用し

やすい環境を整備するための取組

- ・障がい者の法定雇用率の引き上げ（平成 30 年 4 月）等もふまえた、一般就労促進のためのさらなる取組の推進
- ・「農福連携全国サミット in みえ」（平成 28 年秋開催）や「農福連携全国都道府県ネットワーク」（平成 29 年 7 月設立）をふまえた、農福連携の取組の発展
- ・全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」（平成 33 年）の開催に向けた取組の推進
- ・国内初めての国際大会開催（平成 30 年 3 月予定）等をふまえた、ボッチャのさらなる普及
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」^(※)の構築に向けた取組の充実
 - (※) 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された体制・仕組み。
- ・医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実
- ・発達障害者支援法の改正等をふまえた、発達障がい児・者への支援の充実

4 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 2 月	障害者自立支援協議会（最終案の審議）
	障害者施策推進協議会（最終案の審議）
3 月	健康福祉病院常任委員会（最終案の説明）
3 月末	次期プランの策定

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」改訂

現行プラン(平成27～29年度)

新プラン(平成30～32年度)中間案

○基本理念
「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1編 計画策定の基本的方向
第1章 計画の策定にあたって
・計画の位置づけ・取組成果等
第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況
・障がい者の状況・意向調査の結果等
第3章 計画の基本的な考え方
・障がい者施策の基本原則・施策体系等

<背景等>
・障害者基本法に基づき「障害者基本計画(第4次)」の策定(内閣府所管)
・障害者総合支援法に基づき「障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づき「障害児福祉計画」に係る基本指針の見直し(厚生労働省所管)

障がい者施策を次のステージへ

第2編 重点的取組
第1章 権利の擁護に関する取組
第2章 障がい者雇用に関する取組
第3章 障がい者スポーツに関する取組
第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
第5章 途切れない相談支援に関する取組
第6章 災害時の対応に関する取組

平成28年度法改正
・新しいサービス(自立生活援助・就労定着支援)
・障害児福祉計画の策定義務化
・医療的ケアの必要な障がい児の支援のための連携促進
・発達障がい者への支援の強化(県立子ども心身発達医療センターの開設(平成29年6月))

第3編 分野別施策
第1章 共生社会を実現できる地域社会づくり
1 障がいに対する理解の促進
2 社会参加の環境づくり
3 権利の擁護
第2章 生きがいを実感できる地域社会づくり
1 特別支援教育の充実
2 就労の促進
3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充
第3章 安心を実感できる地域社会づくり
1 地域生活の支援
2 相談支援体制の整備
3 保健・医療体制等の充実
4 防災・防犯対策の推進

権利の擁護
・障害者差別解消法の施行(平成28年4月)
・障がい者に対する理解促進(神奈川県相模原市の障害者入所施設における殺傷事件)
・三重県手話言語条例の施行(平成29年4月)

就労の促進
・障害者法定雇用率の引き上げ
・農福連携の推進

障がい者スポーツ
・東京オリンピック・パラリンピック競技大会(平成32年)
・全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)(平成33年)

地域移行・地域生活の支援
・居住や日中活動の場の確保・充実、相談支援体制の充実
・重度の障がい児・者(医療的ケアの必要な障がい児・者、強度行動障がい等)に係る地域における支援体制の構築
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○基本理念
「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1章 総論
第1節 計画の基本的な考え方
・計画の位置づけ・基本理念・施策体系等
第2節 障がい者を取り巻く状況
・障がい者の状況・将来見込・取組成果等

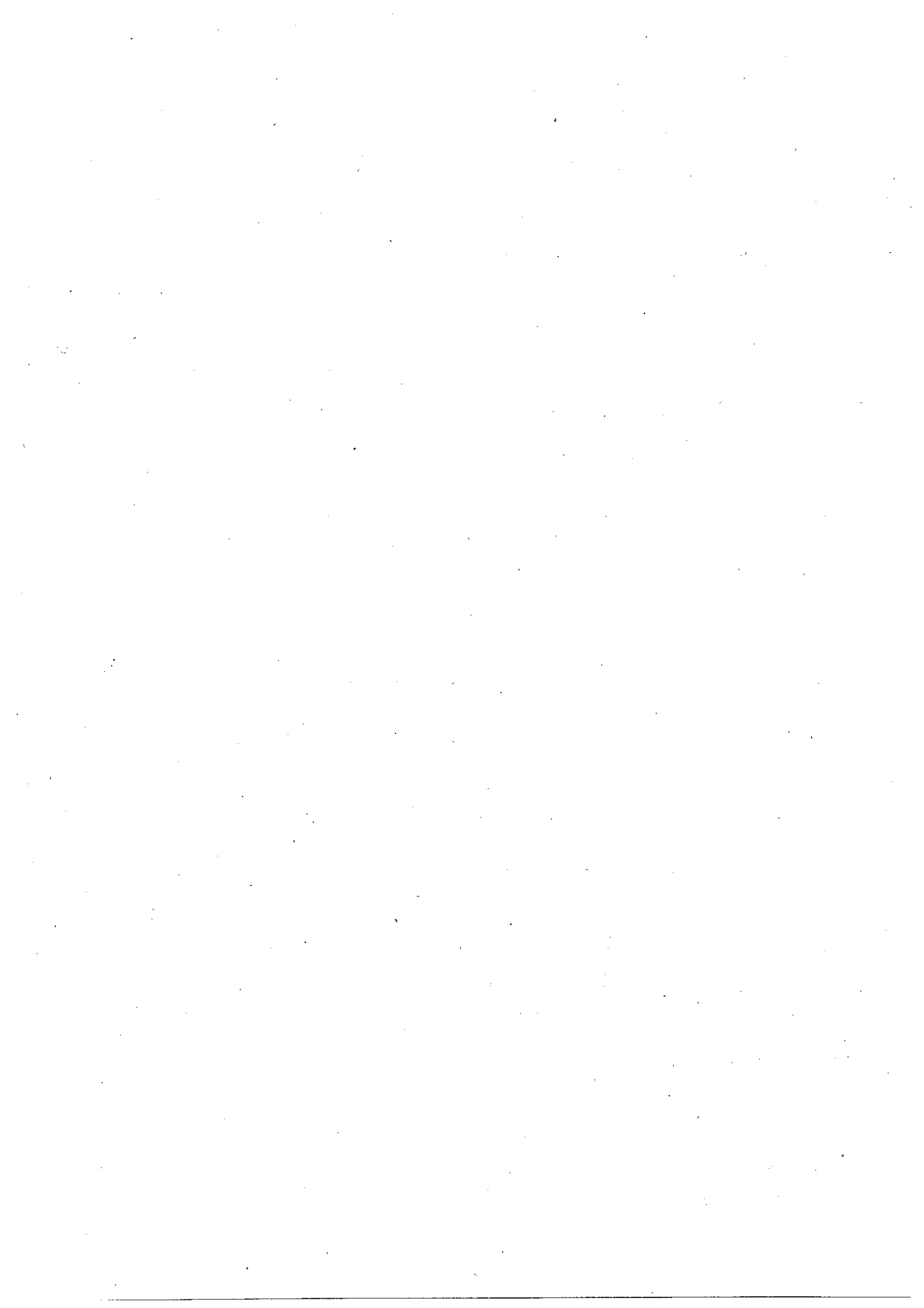
第2章 障がい者施策の総合的推進
第1節 多様性を認め合う共生社会づくり
1 権利の擁護
・障がい者差別の解消・虐待の防止・手話
・ユニバーサルデザイン・選挙等
2 障がいに対する理解の促進
・啓発、広報・福祉教育・ボランティア活動
3 社会参加の環境づくり
・活動支援・福祉用具・バリアフリー観光

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり
1 特別支援教育の充実
・指導・支援の充実・専門性の向上等
2 就労の促進
・一般就労の促進・優先調達・工賃向上
・ステップアップカフェ・農福連携等
3 スポーツ・文化活動の推進
・県障がい者スポーツ大会
・東京パラリンピック競技大会・障がい者芸術文化祭等

第3節 安心を実感できる共生社会づくり
1 地域生活を支えるサービスの充実
・地域生活への移行・相談支援の充実等
2 保健・医療体制等の充実
・障がいの早期発見と対応・精神障がい者への支援
・医療的ケアを必要とする障がい児・者・発達障がい等
3 防災・防犯対策の充実
・福祉避難所・施設の安全対策等

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画
第1節 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定
第2節 障がい者支援のための体制整備
第3節 障害保健福祉圏域別計画
桑名員弁、四日市、鈴鹿・亀山、津、松阪多気、伊勢志摩、伊賀、紀北、紀南(9圏域)

第4章 計画の推進
第1節 計画の推進体制
第2節 計画の進行管理 第3節 計画の見直し



- 平成30年度は、国民健康保険の都道府県化、地域包括ケアシステムの構築など、地方自治体に関わる社会保障制度の大きな転換期であり、的確な行政運営を図るため、本県の行政組織も、現行の健康福祉部を「子ども・福祉部(仮称)」と「医療保健部(仮称)」の2部に再編・充実する予定である。
- この機をとらえ、三重県に暮らす子どもたちが、未来に向かって、不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかなえるための挑戦を持続的に支援できるよう、平成30年度当初予算において、超過課税の税収の一部を原資とする「子ども基金(仮称)」を創設し、企業も含めた社会全体で子どもたちを応援していくための財源を安定的に確保する。
- このことに加え、国体開催を見据えて今後特に注力しなければならない施策を着実に実施していくため、基金の創設に併せて超過課税の配分率を変更し、資源配分を最適化させる。

[現行]

福祉基金	中小企業振興基金	体育スポーツ振興基金	環境保全基金
35%	34%	25%	6%



[変更案(平成30年度～)]

福祉基金	子ども基金(仮称)	中小企業振興基金	体育スポーツ振興基金	環境保全基金
25%	12%	34%	27%	2%

※現行の超過課税は、平成28年1月1日から平成32年12月31日までの間の措置。



子ども基金（仮称）の創設について

1 法人県民税の超過課税にかかる基金の現状

法人県民税の超過課税で得られた税収は、現在、「福祉基金」、「中小企業振興基金」、「体育スポーツ振興基金」、「環境保全基金」の4つの基金に充当され、それぞれの基金の目的に沿った事業に活用されている。

このうち三重県福祉基金には、当該税収の35%が配分され、高齢者等の保健福祉の向上にかかる事業の財源となっている。

2 子ども基金（仮称）の創設

- 三重県に暮らす子どもたちが、未来に向かって、不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかなえるための挑戦を持続的に支援できるよう、平成30年度当初予算において、超過課税の税収の12%を原資とする「子ども基金（仮称）」を創設し、企業も含めた社会全体で子どもたちを応援していくための財源を安定的に確保する。
- また、超過課税配分率の見直しにより、福祉基金については、超過課税配分率を35%から25%に変更し、従来同様、保健福祉の向上を図るために活用する。

3 子ども基金（仮称）の創設にかかる基本的な考え方

- 平成30年度は、国民健康保険の都道府県化、地域包括ケアシステムの構築など、地方自治体に関わる社会保障制度の大きな転換期であり、的確な行政運営を図るため、本県の行政組織も、現行の健康福祉部を「子ども・福祉部（仮称）」と「医療保健部（仮称）」の2部に再編・充実する予定である。
- こうした中、医療・介護・福祉等に関する施策の財源措置を概観すると、医療・介護には社会保険制度があり、企業を含め社会全体で支える仕組みが確立していることに加え、地域医療介護総合確保基金など国において財源の手当が一定なされている。

- 一方、子ども・子育て施策に関しては、社会全体で支える持続可能性の高い制度はなく、現政府における検討も、教育無償化や保育の量的確保に限定された内容であり、子どもの貧困対策や社会的養護などを含む子ども・子育て施策全般を視野においた財源議論は十分になされていない。
- 今、少子化対策をはじめ、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、待機児童の解消、社会的養護の推進など、子ども・子育て施策の課題は山積しており、様々な政策を総動員して取り組む必要がある。加えて、これらは成果が出るまでに時間を要することから、政策の持続可能性を同時に確保しなければ、成果は望むべくもない。
- 以上のことから、平成30年度、本県は「未来志向」の観点に立ち、社会保障制度の大きな転換や行政組織の再編を行うこのタイミングをとらえ、企業を含めた社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源として、「子ども基金（仮称）」を創設する。

4 子ども基金（仮称）の対象となる事業（案）

- ①生まれ育った環境に左右されず、貧困や格差を再生産させないための事業
（例）貧困対策、社会的養護、虐待対策 等
- ②人生を豊かに輝かせるための基礎となる家庭教育、幼児教育に係る事業
（例）家庭教育応援、幼稚園・保育所等 等
- ③結婚や妊娠・出産、子育ての希望がかなうみえを実現するための事業
（例）男性の育児参画、出逢い支援、不妊治療、母子保健、放課後対策 等